

## 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2029年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

<対策>

- ・管理職に占める女性割合10%を目指す。
- ・女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング。
- ・各種ハラスメント等に関する研修教育及び内部通報制度の整備。

目標2：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

<対策>

- ・男女とも利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底。  
(産前産後休業、育児休業、看護休暇、学校行事参加の特別休暇制度、ボランティア休暇制度など)
- ・休暇取得意識の向上を図るため、休暇取得促進を促す。
- ・短時間勤務・テレワーク・フレックスタイム制等による柔軟な働き方の実現。